

国立研究開発法人産業技術総合研究所研究成果物等取扱規程

制定 平成13年11月16日 13規程第45号

最終改正 令和6年12月24日 令06規程第21号 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）における研究成果物等の取扱い等に関する必要な事項を定め、もって研究成果物等の適正な取扱い及び管理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 研究所における研究成果物等の取扱い等は、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において「研究成果物等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 論文、報告等としてまとめられるもの
 - 二 研究によって又は研究を行う過程で得られたデータ、試薬、試料、実験動物、化学物質、菌株、試作品、実験装置及びソフトウェア
 - 三 調査等により得られた技術情報、資料等
- 2 この規程において「職員等」とは、役員、職員、契約職員、外来研究員、技術研修員、共同研究者等研究所において研究等の業務に従事する全ての者をいう。

(研究成果物等の取扱い)

第4条 研究成果物等は、特段の登録等を必要とせず、発生した段階で研究成果物等として取り扱う。

(研究成果物等の帰属)

第5条 職員等によって研究所において職務上得られた研究成果物等は、特段の定めのない限り、研究所に帰属する。

- 2 職員等が研究所以外の機関（以下「外部機関」という。）において得た研究成果物等は、その外部機関において特段の定めがない限り、その研究成果物等は、その外部機関に帰属するものとする。ただし、第8条第2項に該当する場合はこの限りではない。

(秘密の保持等)

第6条 職員等は、研究成果物等について、既に公表されたもの、公表することが認められたもの及び秘密を保持することを約した契約等の締結の下に特定の者に開示することが認められたものを除き、他にこれを漏洩又は提供してはならない。

- 2 職員等は、特段の取決がない限り、職務上知り得た、又は取得した外部機関の研究成果物等を如何なる者に対しても漏洩又は提供してはならない。また、それを助け、又はみすごしてはならない。
- 3 研究所は、必要に応じて、研究成果物等の取扱い等に関する承諾書の提出を職員等から求めることができる。

(秘密保持義務の期間)

第7条 職員等は、特段の取決がない限り、その身分を失った以降、職員等であった期間中に得た研究成果物等を持ち出してはならない。

2 職員等は、特段の取決がない限り、その身分を失った以降、研究成果物等を他に漏洩してはならない。

(外部機関における研究成果物等の取扱い)

第8条 職員等は、外部機関の研究成果物等について知り又は取得する機会を得た場合には、その外部機関の定めるところにより、その研究成果物等の取扱いに関し適切に対応しなければならない。ただし、その対応が研究所の規則等に抵触する恐れがある場合には、その対応について予め研究所の判断を求めなくてはならない。

2 職員等は、外部機関において自らが主体となって行った研究等により得た研究成果物等については、その外部機関の規則等により許容される範囲内で、その権利等の確保のために適切な要求をしなくてはならない。

(研究成果物等の管理)

第9条 職員等は、研究成果物等を容易に他人に知られ、又は持ち出されないように適切かつ厳重に管理しなければならない。

2 研究グループ等の長は、管理統括する研究グループ等の研究成果物等の管理及びその一定期間の保存に対して責任を負うものとする。

3 研究グループ等の長は、特定の職員等により研究所の研究成果物等が察知され、又は取得されることが法令等に抵触する恐れがあると判断した場合には、適切な方法により、その職員等に対して問題となる研究成果物等の取扱い等について制限を加えなければならない。

(研究成果物等の公表等)

第10条 職員等は、研究成果物等を公表しようとする場合には、関係者の合意を得た上で、別に定めるところにより、公表について研究所の承認を得なければならない。

2 職員等は、対価の支払を受けて研究成果物等の普及のための講演会、シンポジウム、講習会等を開催しようとする場合には、関係者の合意を得た上で、別に定めるところにより、適正な対価の支払いを受けることについて研究所の承認を得なければならない。

(研究成果物等の提供等)

第11条 職員等は、研究成果物等を他に提供しようとする場合には、部門等の長（国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号）第3章（第6条第1項第2号から第8号を除く。）に規定する組織並びに組織規則（26規則第6号）第5条に規定するオープンイノベーションラボラトリ及び同規則第6条に規定する連携研究ラボの長をいう。）の承認を受けて、次の各号の事項を行わなければならない。ただし、その研究成果物等が、第3条第1項第1号及び第3号に掲げるもの並びに同項第2号の研究によって又は研究を行う過程で得られたデータ及びソフトウェアであり、かつ、既に公開されたものであって、問題の生じないことが明らかな場合には、この限りではない。

一 その研究成果物等の提供について関係者の合意を得ること。

二 その研究成果物等の提供が研究所の規則等に抵触しないことを確認すること。

- 三 その研究成果物等が、試薬、試料、実験動物、化学物質、菌株、試作品及び実験装置である場合には、危険薬品等管理要領（19要領第2号）第11条第4項及び第12条第1項（同要領第12条第2項の規定において準用する場合を含む。）による承認を受けること。
- 四 必要がある場合には、提供する研究成果物等の取扱い等について確認する文書を相手方と取り交わすこと。
- 2 職員等は、外部機関から研究成果物等の提供を受けようとする場合には、次の各号の事項を行わなければならない。ただし、その研究成果物等が既に公開されたものであって、問題の生じないことが明らかな場合には、この限りではない。
- 一 その研究成果物等の提供を受けることについて関係者の合意を得ること。
- 二 その研究成果物等の提供を受けることが研究所の規則等に抵触しないことを確認すること。
- 三 必要がある場合には、提供を受ける研究成果物等の取扱い等について確認する文書を相手方と取り交わすこと。

附 則（13規程第45号）

この規程は、平成13年11月16日から施行する。

附 則（14規程第12号・一部改正）

この規程は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（16規程第4号・一部改正）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（17規程第87号・一部改正）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（25規程第24号・一部改正）

この規程は、平成25年7月5日から施行する。

附 則（26規程第23号・一部改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（26規程第71号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27規程第36号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27規程第100号・一部改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（28規程第31号・一部改正）

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（29規程第33号・一部改正）

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

附 則（令02規程第12号・一部改正）

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令02規程第39号・一部改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令03規程第41号・一部改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令06規程第21号・一部改正）

この規程は、令和7年1月1日から施行する。